クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

事業者へのクーリング・オフ通知は、書面(はがき等)のほか、電磁的記録※でもできます。

※電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

クーリング・オフができる取引例	期　間
・訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)	8日間
・連鎖販売取引(マルチ商法など) ・業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)	20日間

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)



・クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
・クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフの通知の書き方、クーリング・オフができない取引例など詳細はこちら

お金について学ぼう!

いろいろな支払方法

デジタル技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払方法が広がってきました。
それぞれの支払方法の特徴を理解しておくことが大切です。

プリペイドカード

前もってカードにお金をチャージし、支払いをすると、カードからお金が引かれていきます。
電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。



デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結していて、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。
クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使いすぎてしまうことがありません。



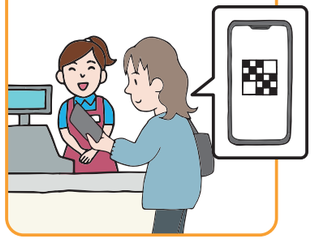
クレジットカード

クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。

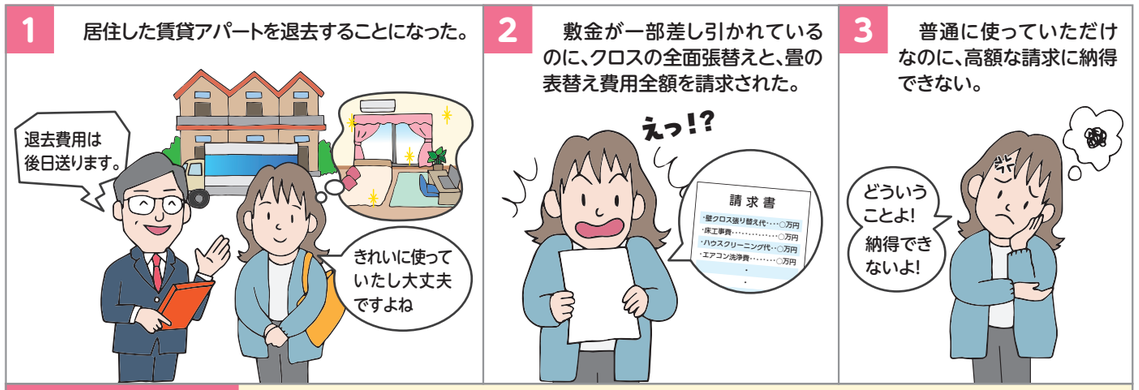


スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。
支払方法は、店舗に置かれている二次元コードを読み取るもののほか、店舗のバーコードリーダーで、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



事例3　賃貸住宅退去時のトラブル

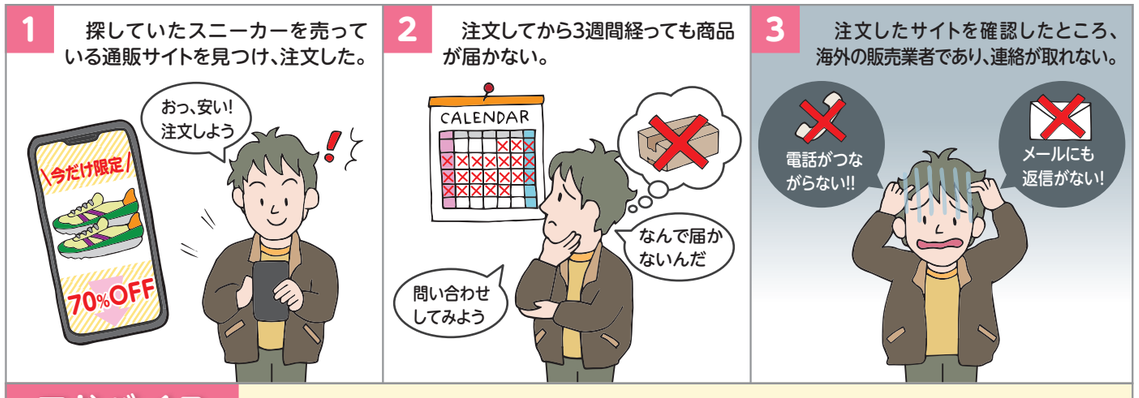


アドバイス

・賃貸借契約は原則として、契約内容に従うこととなります。契約する前に、内容をしっかり確認し、理解しておきましょう。
・入居時は、貸主側と一緒に、写真やメモをとって記録を残しながら、現状確認をしましょう。
・退去時には、精算内容をよく確認し、以下のガイドラインを参考にしましょう。

【参考】国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

事例4　ネット通販のトラブル



アドバイス

・購入前に通販サイト内の表示や支払方法等をよく確認しましょう。日本語のサイトであっても、海外事業者である場合もあります。
・注文を確定する前には、念のために「最終確認画面」等の表示を保存しましょう。
・欠品のため返金すると言われSNSでのやりとりを求められても、対応しないようにしましょう。逆に送金させられるトラブルが多発しています。
・インターネット通販には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。(6ページを参照)

事例5　副業や投資のトラブル



アドバイス

- 「簡単に稼げる」「儲かる」という広告は詐欺の可能性があります。まずは疑い、**借金を勧められた時には、絶対に断りましょう**。
- 遠隔操作アプリをインストールすると、パスワードなどの重要な情報を見られる恐れがあります。安易にインストールしないようにしましょう。
- 悪用される可能性もあるため、**自分の個人情報を安易に教えることは避けましょう**。

被災地支援をうたう寄付金・義援金　災害に便乗した悪質商法にご注意!



●被災地への募金を求める不審な電話があった
●役所を名乗り、支援物資を提供してほしいと電話があった

アドバイス
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう
- 金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません

スマホ・口座の転売、ダメ、絶対!



SNSで探した高額のバイト、SNSで知り合った相手や知人からのおいしい話、安易に応募していませんか?
「簡単な仕事」「たくさん稼げる」等の文句に誘われて、スマートフォンや口座を売買すると罪に問われます!

●スマホやSIMカードを許可なく売ることは犯罪です!
携帯電話不正利用防止法違反（2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金）



事例　SNSの投稿で携帯電話の購入アルバイトを募っていたので応募した。携帯電話を実際に利用するつもりはなかったが、指示されるがまま携帯電話を契約し、相手に渡した。しばらくして多額の請求が届いた。

●銀行口座の売買は犯罪です!
犯罪収益移転防止法違反（3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金）（R8.7.10改正）



●話を持ちかけられても、絶対に応じてはいけません。
最初は単なる儲け話でも、犯行グループから逃れられなくなります。
また、通帳やキャッシュカードを売ると、二度と銀行口座を作れなくなり、就職等その後の人生にも大きな影響がでます!

【愛知県警察本部生活安全総務課】

契約について学ぼう!

契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。



契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、**「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したとき**です。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

契約をやめられるのは、どんなとき?

クーリング・オフ

契約をした後、一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度です。詳しい内容は6ページをご覧ください。

未成年者の契約(未成年者契約の取消し)

未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。
ただし、次の場合は取り消すことができません。

- あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せます。)

勧誘方法に問題のある場合など

次のような理由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- 就職セミナー商法等、不安をあおられて契約した場合
- 「帰りたい」と言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- 相手に騙されたり、脅されたりして契約した場合　など

